

畳を処理する方へ

清掃工場への畳の持ち込みについて（お知らせ）

千葉市

1 清掃工場に持ち込める畳

- （１）一般家庭が自ら持ち込む畳。
- （２）事業所が自ら持ち込む本畳。
- （３）千葉市内の畳店が、畳（全体・畳表）替えにより一般家庭から無料で引き取った畳及び畳表。

※畳の持ち込みは、１日１０枚まで（１／４に裁断していない場合）
平成２６年２月１日より

なお、一般家庭、事業所、畳店が自ら運搬しないで、第三者に運搬を依頼する場合は、千葉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

2 清掃工場に持ち込めない畳（産業廃棄物としての処理が必要です。）

既設の建物等を解体及び改築する場合に発生する畳（解体業・建設業が取扱うもの）。

※解体業者・建設業者から畳店に一般廃棄物として処理の依頼をすることは、できません。また、畳店は処理の依頼があっても、受けることはできません。

上記取扱いに違反または虚偽の申告をした場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されることがあります。

●五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ・無許可業者に処理を委託すること 「法第六条の二第六項」「法第二十五条第六項」
- ・無許可で廃棄物を運搬すること（排出者自らの運搬は除く）「法第七条」、
「法第二十五条第一項」
- ・産業廃棄物を一般廃棄物と偽って清掃工場に投棄すること「法第十六条」、
「法第二十五条十四号１・２」

《清掃工場への畳の持ち込み区分表》

畳の素材 搬入	個人 (一般家庭)	事業所	畳店	解体業 建設業
本畳 (すべてが、天然素材のもの)	○	○	△	×
一部の素材が、プラスチック類 の畳	○	×	△※	×
すべての素材が、プラスチック 類の畳	○	×	×	×

○：自ら清掃工場に持ち込む場合、または、千葉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼する場合は、持ち込み可能です。

△：個人宅の畳張替に伴い、畳を無料で引き取り、清掃工場に持ち込む場合のみ持ち込み可能です。

※：プラスチック類の素材を分離するのが困難な場合に限り、持ち込み可能です。

×：産業廃棄物になるので、搬入はできません。

《問合せ先》

廃棄物施設維持課：電話０４３－２４５－５６５３

新港清掃工場：電話０４３－２４２－３３６６

北清掃工場：電話０４３－２５８－５３００